

諮問番号：令和5年度諮問第28号
答申番号：令和5年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年5月14日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件費用返還決定処分の通知書にある、知人からの借金による私的収入があったため、資力がありながら保護を受けたことに該当するという決定理由については、審査請求人が、資力がなく最低限度の生活を維持出来なくなる為、生活保護の申請をして受理されたのに、資力があるというのは事実と相違している。

令和2年4月24日に保護開始申請（以下「本件開始申請」という。）をした時点での所持金は、35,000円程度だったが、月末に家賃3万円、病院への通院、携帯電話代の支払があり、同月末には所持金が0円に近く、食料も底をつくような状況であった。本件開始申請の際の処分庁の担当者からは、家賃を待ってもらうことを言われたが、そんなことはできない。生活保護の決定がなされ保護費が入ってくるまで生活を維持するため、やむを得ず知人から借り入れたものである。

処分庁が「生活保護のしおり」を渡すだけでなく、一時的な扶助の制度等についてきちんと説明をしてもらっていれば、知人に借入れすることはなかった。

知人から令和2年5月1日に借り受けた50,000円（以下「本件借入金」という。）は、1回目の保護費が入った時に返金している。

よって、本件費用返還決定処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の口座に本件借入金の入金があったことを確認したため、審査請求人に対し入金内容が知人からの借入金であることを聴取した上で、法第63条により返還を求める本件費用返還決定処分を行ったことが認められる。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）エのとおり、借入金等の臨時的収入は、月額8,000円をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

審査請求人は、令和2年4月24日に本件開始申請を行い、同年5月8日に同年4月24日に保護を開始する決定処分（以下「本件開始決定処分」という。）が行われ、同年4月24日より保護が開始されたものと認められる。

また、審査請求人は、同年5月1日に知人より審査請求人の口座に50,000円の本件借入金を受けたものと認められる。

これらのことからすると、処分庁が、本件借入金を次官通知第8の3（2）エのその他の収入と判断し、8,000円を控除した42,000円について返還の対象としたことに不合理な点はない。

(3) 生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の2答3のとおり、収入が事後に明らかになった場合の遡及変更の限度は3か月程度とされ、それ以前の返納額は、法第63条により処理すべきものとされている。

審査請求人の口座への入金は令和2年5月1日であり、本件費用返還決定処分は令和3年5月に行われていることから、処分庁が、収入の返納にあたって、法第63条を適用したことに不合理な点はない。

(4) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1（1）③及び④のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされているが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について、返還額から控除して差し支えないものとされて

いる。

以下検討すると、審査請求人の主張によると、審査請求人は、本件開始申請の後、家賃を支払うと数千円しか手元に残らないことから、日々の生活費に充てるため、同年5月1日に本件借入金を借り入れたものと認められ、本件借入金は、実際に保護費が支給されるまでの間の審査請求人の生活費として費消されたものと推認される。

この点について、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生のための用途に充てた経費について確認するため、本件借入金を使用した内訳について聴取し、生活費に充てた旨の回答を得たことが認められる。

処分庁は、上記審査請求人の回答及び審査請求人の代理人弁護士の意見書（以下「弁護士意見書」という。）の内容を踏まえた上で、本件借入金を生活費に使用することは自立更生のための用途には当たらず、返還額から控除しなかったものと認められ、これらの判断には一定の合理性があるといえる。

(5) 以上から、本件費用返還決定処分を行った処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

(6) なお、審査請求人が本件開始申請を行った時点において、審査請求人が所持していた金銭は34,835円であったことが認められる。本件開始申請の後、保護費が支給されるまでの間、処分庁が、審査請求人の生活状況をどのように把握し、どのように助言等をしていたかについては、本件の事件記録には記載がなく、判然としない。

被保護者は、必ずしも生活保護制度を熟知している訳ではなく、ましてや保護の申請直後であれば、理解が不十分である可能性もあるのであるから、被保護者自身が十分に理解できるよう、懇切丁寧に法の趣旨や制度について説明すべきである旨を申し添える。

(7) 他に本件費用返還決定処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年11月22日	諮問書の受領
令和5年11月24日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月8日 口頭意見陳述申立期限：12月8日
令和5年12月11日	第1回審議
令和6年1月15日	第2回審議
令和6年2月13日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略)この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した(中略)市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(中略)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

- (4) 問答集問13の2答3は、収入の増減が明らかとなった場合の取扱いについて、「収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。(中略)アこの取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年4月24日、審査請求人は、処分庁を訪問し、本件開始申請を行った。
同日の受付面接記録票には、本件開始申請の時点での審査請求人の所持金は34,835円(現金30,000円、預金4,835円)と記載されている。
- (2) 令和2年5月1日、審査請求人は、審査請求人の知人から自身の銀行口座に本件借入金の入金を受けた。
- (3) 令和2年5月8日、処分庁は、審査請求人に対して、同年4月24日付で本件開始決定処分を行った。
- (4) 令和2年5月15日、処分庁は、審査請求人に対して、初回の保護費を支

給した。

- (5) 審査請求人は、処分庁に対して令和2年6月26日付けの弁護士意見書を提出した。

弁護士意見書には、本件借入金について、本件開始申請後に処分庁による生活保護の決定がされない中、生活をしていくためにやむを得ず知人から借り入れたものであるから、本件借入金を収入と認定し、保護の支給額から差し引くことは、法の趣旨に照らして不当であるため控えてほしい旨が記載されている。

- (6) 令和3年4月23日、処分庁は、審査請求人に架電し、本件借入金が自立更生の用途に供された経費であるかについて確認したところ、審査請求人は、弁護士意見書の記載のとおりで生活費に充てた旨述べた。

- (7) 令和3年5月14日のケース記録票には、概況の欄に「保護開始後、通帳の残高を確認したところ(令和2年6月29日受理分)5月1日に知人から50,000円〔本件借入金〕の振込が記されていた。理由を問うと、保護開始決定〔本件開始決定処分〕までの間、生活ができず、やむを得ないため金銭を借りて生活費に充てたとのこと。判明後、事務処理に遅延があり、実施機関〔処分庁〕に瑕疵がないとは言えないため法第63条のみの返還決定とする。(後略)」と記載されている。

同日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法第63条に基づき42,000円の返還を求める本件費用返還決定処分を行った。

本件費用返還決定処分の通知書には、決定理由の欄に「知人からの借金による私的収入があったため、令和2年5月に支給した保護費のうち42,000円については、「令和2年5月1日に発生した資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第63条に基づき、返還決定します。」と記載されている。

- (8) 令和3年8月20日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件費用返還決定処分は、審査請求人が、本件開始申請を行った後本件開始決定処分までの間に、生活を維持するためとして知人から借り入れた本件借入金について、処分庁が、法第63条の「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、次官通知第8の3(2)エ(イ)に示された8,000円の控除を適用し、残額の42,000円の返還を求めるものである。

- (2) 一般的に、被保護者が借入れをした場合、将来的に返済が予定されていたとしても、その借入時点における被保護者の利用可能な資産を増加させるものであるから、法第4条第1項が規定する保護の補足性の観点に照らし

て、当該借入金は当該被保護者の収入に当たると解される。

これを前提として、本件費用返還決定処分について検討する。

(3) 処分庁は、本件借入金は保護受給中に生じた資力であることから、問答集問13の23(2)(原文まま)に基づき、収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきであるところ、次官通知第8の3(2)エ(イ)により8,000円を控除した上で、法第63条に基づく返還決定を行った旨主張する。

(4) そこで、本件開始決定処分までの経緯についてみると、前記2によれば、①審査請求人は令和2年4月24日に本件開始申請を行い、同年5月8日に同年4月24日付けで本件開始決定処分がなされたこと、②審査請求人は、保護開始が決定するまでの生活を維持するためとして、同年5月1日に本件借入金の入金を受けたこと、③審査請求人に対する初回の保護費の支給は、同月15日であったこと、が認められる。

そうすると、本件開始決定処分によって同年4月24日付けで保護が開始されていることから、本件借入金を受けた令和2年5月1日は、保護受給中に該当する。

しかしながら、本件開始決定処分自体は、同年5月8日になされたものであり、同月1日の時点においては、あくまでも審査請求人に保護が開始されるか否かは決定していない段階であるから、本件借入金は、保護開始決定がなされるか否か、開始決定されるとしてもその時期が明らかでない状況において借り入れられたものである。そして、審査請求人の主張通り、本件借入金は、本件開始決定処分までの最低生活を維持するために借り入れた金品であって、かつ初回の保護費の受給後に速やかに返金されたものであるという事実が認められるのであれば、これを保護受給中に生じた「資力」に該当すると見るべきではない。それにもかかわらず、こうした事情の有無を検討することなく、本件借入金を保護受給中に生じた「資力」に該当するものとした行政庁の判断は、法の適用を誤るものと言わざるを得ない。

(5) 以上のことから、本件借入金は、法第63条に規定される「被保護者が(中略)資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しないものと考えられる余地があるにもかかわらず、本件費用返還決定処分の判断の過程においては考慮不尽の違法があり、本件費用返還決定処分は取り消されるべきであるため、本件審査請求は認容すべきである。

行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲